

2025 年 8 月 1 日

株式会社七十七銀行	株式会社仙台銀行
杜の都信用金庫	宮城第一信用金庫
石巻信用金庫	仙南信用金庫
気仙沼信用金庫	石巻商工信用組合
古川信用組合	仙北信用組合

宮城県内 10 金融機関の相続手続共通化について

宮城県内 10 金融機関では、相続手続きの煩雑さを解消し、お客さまのご負担を軽減するため、相続手続きの一部を共通化することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

今後も、お客さまのご要望にお応えできるよう、利便性の向上とサービスの充実に取り組んでまいります。

記

1. 共通化の目的

預金等の相続手続きは増加傾向にあるなか、お手続きには、金融機関ごとに書類の様式・記入方法、提出いただく必要書類が異なるなど、お客さまのご負担が生じておりました。

相続手続きに必要な書類や記入項目を共通化することで金融機関ごとに書類をご用意いただく負担を軽減し、お客さまの利便性向上を図るものです。

2. 共通化の概要

(1) 共通化を実施する金融機関（金融機関コード順）

株式会社七十七銀行	(本店：宮城県仙台市、頭取 小林 英文)
株式会社仙台銀行	(本店：宮城県仙台市、頭取 坂爪 敏雄)
杜の都信用金庫	(本店：宮城県仙台市、理事長 星 倫市)
宮城第一信用金庫	(本店：宮城県仙台市、理事長 菅原 長男)
石巻信用金庫	(本店：宮城県石巻市、理事長 明石 圭生)
仙南信用金庫	(本店：宮城県白石市、理事長 渡邊 大助)
気仙沼信用金庫	(本店：宮城県気仙沼市、理事長 小山 栄太郎)
石巻商工信用組合	(本店：宮城県石巻市、理事長 梶谷 啓二)
古川信用組合	(本店：宮城県大崎市、理事長 三嶋 聡)
仙北信用組合	(本店：宮城県栗原市、理事長 岩渕 進)

(2) 共通化する書類

- ・お客さまに記入いただく「相続届」
- ・お客さまから提出いただく書類

※詳細については、別紙のチラシをご参照ください。

(3) 実施日

2025 年 10 月 1 日（水）

3. その他

- (1) 本取組みは、相続手続きを共同で行うものではないため、これまで同様、各金融機関への書類の提出は必要となります。また、被相続人さまのお取引内容によっては、お手続きが一部相違する場合がございます。
- (2) 現在お手続き中の「相続届」については、共通化以降も引続きお受けいたします。

以 上

お問い合わせ先

株式会社七十七銀行	事務統轄部事務サポート第二課	0 1 2 0 (8 6 4) 3 7 7
株式会社仙台銀行	事務部相続専用ダイヤル	0 1 2 0 (8 6 3) 9 8 9
杜の都信用金庫	事務部事務集中課	0 2 2 (2 2 2) 8 1 6 8
宮城第一信用金庫	事務部	0 2 2 (2 2 1) 1 4 0 3
石 巻 信 用 金 庫	事務部事務課	0 2 2 5 (9 5) 4 1 1 1
仙 南 信 用 金 庫	事務部	0 2 2 4 (2 4) 3 0 8 2
気仙沼信用金庫	業務部	0 2 2 6 (2 2) 6 8 1 2
石巻商工信用組合	事務部 事務課	0 2 2 5 (9 5) 3 3 3 3
古 川 信 用 組 合	営業統括部事務管理課	0 2 2 9 (2 2) 1 7 7 3
仙 北 信 用 組 合	業務課	0 2 2 8 (3 2) 3 0 1 4

2025年10月1日より 宮城県内の10金融機関で 相続手続きを 共通化いたします。



共通化の
メリット

相続手続きに必要な書類や記入項目を共通化することで、
各金融機関ごとに書類を用意する手間が減り、
お客さまの手続きがスムーズになります。

共通化の
対象書類



- ① お客さまにご記入いただく相続届
- ② お客さまからご提出いただく書類

共通化する
金融機関



七十七銀行・仙台銀行・杜の都信用金庫・宮城第一信用金庫・
石巻信用金庫・仙南信用金庫・気仙沼信用金庫・
石巻商工信用組合・古川信用組合・仙北信用組合

ご注意

- ・本件は相続手続きを共同で行うものではありません。
- ・必要書類等はこれまでと同様、各金融機関それぞれにご提出いただく必要があります。
- ・被相続人さまのお取引内容等によっては、各金融機関でお取扱いが一部相違する場合があります。

共通様式の「相続届」

表面

[illegible]

裏面

[illegible]

お手続きの際にご提出いただく書類

必要書類

- 相続届（共通様式）
- 法定相続情報一覧図
法定相続情報一覧図をご準備いただいた場合、
以下の（※）印記載の書類のご提出は不要となります。
- ご出生からお亡くなりになられるまでの被相続人さまの戸籍謄本（※）
- 相続人さまの戸籍謄本または戸籍抄本（6か月以内のもの、※）
- 法定相続人間診票（※）

○

いずれかの書類のご提出が必要となります

- 相続届に署名・捺印された方の印鑑証明書(6か月以内のもの)
- 被相続人さま名義の通帳・証書、キャッシュカード、貸金庫の鍵・カード
- 相続人さまの実印・取引印
- 遺言書、遺言書情報証明書
- 遺産分割協議書
- 調停証書、審判書
- 来店者さまの本人確認書類
- 相続預金入金口座の通帳

☐	
☐	
☐	
(当ある場合)	
(当ある場合)	
(当ある場合)	
☐	
☐	

詳しくはお取引金融機関にお問合せください